（本人確認記録の作成方法）

第八条の三　法第十八条の三第一項に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一　［略］

二　次のイからワまでに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イからワまでに定めるもの（以下「添付資料」という。）を文書、電磁的記録又はマイクロフィルム（チに掲げる場合にあつては、電磁的記録に限る。）を用いて本人確認記録に添付する方法

［イ～ニ　略］

ホ　第八条第一項第一号チに掲げる方法により本人確認を行つたとき　当該資料若しくはその写し、当該半導体集積回路に記録された氏名、住所若しくは居所及び生年月日の情報又は当該本人確認用画像情報若しくはその写し

ヘ　第八条第一項第一号リに掲げる方法により本人確認を行つたとき　当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写し

ト　第八条第一項第一号ヌに掲げる方法により本人確認を行つたとき　当該本人確認書類の写し

チ　第八条第一項第一号ヲからカまで又は第三号ホに掲げる方法により本人確認を行つたとき　当該方法により本人確認を行つたことを証するに足りる電磁的記録

リ　第八条第一項第三号ニに掲げる方法により本人確認を行つたとき　当該本人確認書類又はその写し

［ヌ～ワ　略］

2　［略］

（本人確認記録の記録事項）

第八条の四　法第十八条の三第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～四　略］

五　第八条第一項第一号ロ若しくはチからルまで又は第三号ロからニまでに掲げる方法（同号ロ及びハにあつては、括弧書に規定する方法に限る。）により本人確認を行つたときは、銀行等が取引又は行為に係る文書を送付した日付

［六～八　略］

九　第八条第一項第一号チに掲げる方法により本人確認を行つたときは、銀行等が資料の送付又は半導体集積回路に記録された氏名、住所若しくは居所及び生年月日の情報若しくは本人確認用画像情報の送信を受けた日付

［十～二十二　略］

2　［略］

3　銀行等は、第一項第十八号から第二十一号までに掲げる事項に変更又は追加があることを知つた場合は、当該変更又は追加に係る内容を本人確認記録に付記するものとし、既に本人確認記録又は同項第三号の規定により添付した本人確認書類若しくは補完書類の写し若しくは添付資料に記録され、又は記載されている事項（過去に行われた当該変更又は追加に係る内容を除く。）を消去してはならない。この場合において、銀行等は、本人確認記録に付記することに代えて、当該変更又は追加に係る内容の記録を別途作成し、当該記録を本人確認記録とともに保存することとすることができる。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（本人確認記録の作成方法）

第八条の三　［同上］

一　［同上］

二　次のイからヌまでに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イからヌまでに定めるもの（以下「添付資料」という。）を文書、電磁的記録又はマイクロフィルム（へに掲げる場合にあつては、電磁的記録に限る。）を用いて本人確認記録に添付する方法

［イ～ニ　同上］

ホ　第八条第一項第一号チ又は第三号ニに掲げる方法により本人確認を行つたとき　当該本人確認に用いた書類又はその写し

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

ヘ　第八条第一項第一号ヌからヲまで又は第三号ホに掲げる方法により本人確認を行つたとき　当該方法により本人確認を行つたことを証するに足りる電磁的記録

［号の細分を加える。］

［ト～ヌ　同上］

2　［同上］

（本人確認記録の記録事項）

第八条の四　［同上］

［一～四　同上］

五　第八条第一項第一号ロ、チ若しくはリ又は第三号ロからニまでに掲げる方法（同号ロ及びハにあつては、括弧書に規定する方法に限る。）により本人確認を行つたときは、銀行等が取引又は行為に係る文書を送付した日付

［六～八　同上］

［号を加える。］

［九～二十一　同上］

2　［同上］

3　銀行等は、第一項第十七号から第二十号までに掲げる事項に変更又は追加があることを知つた場合は、当該変更又は追加に係る内容を本人確認記録に付記するものとし、既に本人確認記録又は同項第三号の規定により添付した本人確認書類若しくは補完書類の写し若しくは添付資料に記録され、又は記載されている事項（過去に行われた当該変更又は追加に係る内容を除く。）を消去してはならない。この場合において、銀行等は、本人確認記録に付記することに代えて、当該変更又は追加に係る内容の記録を別途作成し、当該記録を本人確認記録とともに保存することとすることができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二表の規定は、平成三十二年四月一日から施行する。